

「おいでよ！福井駅恐竜プロジェクト」整備業務に係る公募型プロポーザル 仕様書

1 業務目的・期間

- (1) 目的：令和6年春の北陸新幹線福井開業は、交流人口拡大の好機であり、各市町を結ぶ県都の玄関口である福井駅周辺においては、活気や賑わいを生み出すため、市街地再開発事業などによる整備が進められ、県下全域に波及させていくことが求められている。
- 今回のプロジェクトでは、北陸新幹線福井開業に合わせ、JR福井駅周辺がさらなる賑わい交流拠点となるように、「恐竜と言えば福井」と全国的にその名が知られている福井において、福井駅周辺に恐竜を用いた様々な仕掛けを行うことにより、県都としてのブランド価値の向上を図るとともに、市内への誘客を促進する。
- (2) 業務名：「おいでよ！福井駅恐竜プロジェクト」整備業務
- (3) 業務期間：契約締結日から令和6年3月15日まで

2 整備方針

本業務は次に掲げる整備方針に基づき整備するものとする。

- 方針1 来街者にとって訪れたい場となるとともに市民にとっても愛着が湧く場とすること
- 方針2 福井駅東口と西口を繋ぎ、回遊性を持たせ、それによる街歩きを促す場とすること。
- 方針3 恐竜を用いた話題性やインパクトを持たせる等持続可能な空間整備の視点を入れた場とすること。

3 対象区域におけるコンセプト等

本業務における検討区域は、以下のとおり。(区域形状や詳細は別紙図面を参照)

※なお、対象区域においてはディスプレイ、プロジェクター等の映像機器を使用するデジタルコンテンツの導入は今回の業務からは除外するものとする。

(1) 東口駅前広場

- ①コンセプト：“恐竜のまち”にふさわしいランドマークを兼ね備えた駅前広場
- ②形状：道路延長L=約21.5m、幅員W=約28.0m

※整備可能範囲は広場内タクシー停車場と駐車場の間の道路区域であり、現在駐輪場として占用している空間とし、モニュメントや建造物の設置はL13m×W10mの範囲に限る。

③設備条件：・既存消雪設備有り。

- ・既存照明設備有り。必要照度が確保できれば設備の変更も可能。
- ・散水栓、止水栓、その他既存植栽への灌水装置有り。
- ・既存の設備等を移設又は撤去等を行う場合は、本市及び関係機関と協議調整の上、決定すること。また、その費用は受注者の負担で実施すること。

④整備要件：(広場について)

- ・恐竜をアピールし、SNS等での情報発信力を備えた空間とすること。
- ・福井駅東口にはロータリーがあり、自家用車、タクシー、バス等が通過するため、今回の整備においては歩行者の安全を確保すること。

(モニュメントについて)

- ・リアルな恐竜モニュメントを1体以上設置することとし、そのうち1体は可動する「トリケラトプス」とし、土台等を含め、地上からの高さ8m程度を確保すること。
※モニュメントについては学術的な監修を受けることは想定していない。
- ・インパクトのあるものを設置すること。
- ・色彩は北陸新幹線福井駅舎や周囲の景観に配慮し、調和が取れたものとすること。

⑤添付図書：・東口駅前広場 平面図、埋設物図面

⑥その他留意事項：・銅像前面の空間は街灯、照明、ベンチ、路盤整備等の空間演出のみとし、献花祭で利用できる空間を確保すること。

- ・既存の通路と同様の通行できる空間を確保すること。
- ・東口駅前広場は福井県の管理であり、占用の許可を得る必要がある。
- ・整備エリア近辺の木に関して剪定は可能だが伐採や伐根は不可とする。
- ・モニュメントの高さが4mを超える場合には、工作物確認申請の要件を満たす構造・仕様とすること。(建築基準法第88条、建築基準法施行令第138条)
- ・防火地域のため、高さ3mを超える場合には主要な部分を不燃材料で造る若しくは不燃材料で覆う仕様とすること。(建築基準法第64条)
- ・整備にあたって、必要となる電気設備等の整備は受注者の負担で実施すること。

(2) 福井市観光交流センター～えちぜん鉄道駅舎間のシェルター空間

①コンセプト：触れて感じる恐竜空間

②形状：・間口L=約18.2m、奥行D=約13.7m

- ・シェルターの長さL=18.2m、奥行きD=5.9m、高さH=4.3m、下端H=3.4m
- ・福井駅駅舎からシェルターまではL=6.3m離れている。

③設備条件：・下水取付管あり。

- ・電源供給については、福井市観光交流センター、キャノピー外部に設置されている防水コンセント单相100Vから行うものとする。

④整備要件：・福井市観光交流センターとえちぜん鉄道駅舎をつなぐシェルターの長さを活かした歩くことが楽しくなる空間とし、一緒に写真が撮れる等の仕掛けを用いた恐竜モニュメントを設置すること。

- ・モニュメントについては、アイレベルの恐竜モニュメント(可動なし)を4体以上設置すること。ただし、4体以上の効果が得られる場合にはその限りではない。また、1体以上は触ることができる仕様とすること。

⑤添付図書：・シェルター 平面図

・福井市観光交流センター 立面図

- ⑥その他留意事項：・北陸新幹線福井駅駅舎、福井市観光交流センター、えちぜん鉄道駅舎の使用は不可とする。
- ・シェルターの意匠変更や塗装は不可とする。ただし、スピーカーの設置や柱のラッピング等、既存を破壊しない程度の装飾は可とする。
 - ・福井市観光交流センター、キャノピー外部に設置されている防水コンセント単相100Vを使用する場合は、受注者が個別に電力使用量のわかるメーターを設置すること。
 - ・現在福井市観光交流センターが工事中であることから、本業務にあたっては、福井市観光交流センターの工事進捗状況に合わせ、関係者と協議し、調整を図りながら整備を進めること。

(3) 歩行者専用道路（えちぜん鉄道駅舎東部 市道東部2-8号線の一部）

①エリアコンセプト：東口広場と御園通りをつなぐ恐竜スポット

②形状：道路延長L=約55.0m、幅員W=約8.0m

③設備条件：・既存消雪設備有り。

・照明設備は原則既存のものを利用すること。

※ただし、既存のものに機能を付加させることは可能。

・散水栓、止水栓等の給水設備は有していない。ただし地下埋設物として上下水道管有り。

・業務にあたって、新たに必要となる電気設備等の整備は受注者の負担で実施すること。

・既存ベンチの設置有り。既存利用や撤去、新規設置については道路管理者と協議すること。

・視覚障害者誘導用ブロック有り。位置の移動は可能だが使用者の動線を確保すること。

・既存のチェーンポールは対象エリアの東側に隣接している地権者の車両通行と歩行者を分離するために設置されており、必要に応じて変更可能だが、同機能を有すること。

④整備要件：・人の回遊性を意識し、恐竜を感じられる空間を演出すること。

⑤添付図書：・歩行者専用道路 平面図、埋設物図面

⑥その他留意事項：・えちぜん鉄道駅舎壁面の使用は不可。

※固定物取付やペイントは不可だが、映像の照射や光を用いた演出は可能。

(4) 御園通り（鉄道高架下の部分 市道東部2-8号線の一部）

①コンセプト：恐竜を感じることができるフォトジェニックな空間

②形状：道路延長L=約70.0m、幅員W=約10.0m

③設備条件：・北陸新幹線高架部分にはH1, 500程度のフェンスが設置される予定。

・照明設備は原則既存のものを利用すること。

※ただし、既存のものに機能を付加させることは可能。

・散水栓、止水栓等の給水設備は有していない。

※ただし、地下埋設物として上下水道管有り。

- ・業務にあたって、新たに必要となる電気設備等の整備は受注者の負担で実施すること。
 - ・視覚障害者誘導用ブロック有り。位置の移動は可能だが使用者の動線を確保すること。
- ④整備要件：・恐竜を用いて、高架下の特徴を活かした演出等により、人が滞留し、フォトジェニックな空間を創出すること。
- ・自転車と歩行者の安全を確保した整備とすること。
- ⑤添付図書：・御園通り 平面図、埋設物図面
- ⑥その他留意事項：・鉄道高架や躯体に影響のない整備内容とすること、鉄道高架や躯体への造形物や機器・設備等の設置やペイントする等の整備は不可とする。
- ・通信機器室、電源機器室、配電室の扉付近や機器搬出入に支障をきたす位置への設置は不可とする。また、機器搬出入にかかる車両通行を妨げないように計画すること。
 - ・重量物の搬出入のため、路盤に柔らかいものを用いたり、段差を設けることは不可とする。
 - ・御園通り西口側の公衆トイレは改修予定であり、令和5年3月頃に公衆トイレとともに新しく喫煙所も併設され、仮設喫煙所は新公衆トイレ及び喫煙所整備後、令和5年3月頃に撤去される予定。

4 業務内容

(1) 企画設計業務

- ①平面・配置プランの作成
- ②完成イメージの作成
- ③各展示物（モニュメント、照明演出等）の詳細仕様の作成
- ④各展示物の制作・設置等に係る積算書の作成

(2) 製作・設置業務

- ①整備等の施工（設備、造形物、備品類の製作・設置等）
- ②整備期間中の整備ヤードや交通安全対策、仮設計画及び防音対策業務
- ③建築基準法、消防法その他各種検査の立ち会い業務

(3) その他

- ①各種法令・条例手続きに関する調整及び申請業務（申請手数料等は全て受注者負担とする。）
- ②業務完了後の取扱い説明・引渡業務、業務記録・書類のとりまとめ業務
- ③その他必要な事項は契約締結時に定める。

5 業務仕様

(1) 業務遂行

- ①業務履行体制について、管理技術者のほかに、所定の資格者を配置する等、業務を履行するための体制を整えること。
- ②本業務を遂行するにあたっては本市及び関係団体等と随時打ち合わせを行い、その記録は受注者が作成し、本市に共有すること。また、必要に応じて、福井県との打ち合わせや福井県恐竜博物館研究員への意見聴取を行い、その記録は受注者が作成し、本市に共有すること。なお、打ち合わせに係る費用等は受注者が負担すること。
- ③本業務において設置するモニュメント等は、安全性に十分配慮し、安易に倒壊又は損傷することのないような構造とすること。また、屋外での長期の使用に係る経年劣化への耐性についても考慮すること。
- ④業務着手後、工程表を提出し、本市の承諾を得ること。
- ⑤本市との打合せは、受注者が記録を作成し、確認を受けること。
- ⑥打合せは本市と受注者の必要に応じて行い、打合せには管理技術者が同席すること。
- ⑦業務は、本仕様書及び受注者の企画提案書（企画提案に係る説明資料含む。）に則して行うこと。
- ⑧受注者は、設計業務を完了した場合は、その旨を本市に通知し、本市の確認を受けなければならない。
- ⑨業務着手時期は本市と協議の上、決定すること。
- ⑩業務着手前には、具体的な整備内容について本市と協議を行った上で製作現場の運営管理等を行う責任者を配置して工程計画書・業務計画書を提出し、了解を得ること。
- ⑪給水設備、排水設備は、各上下水道事業者が定める基準に従い設計・施工すること。
- ⑫電気、通信の引き込みは、各事業者が定める基準に従い設計・施工すること。
- ⑬上下水道、電気、通信等の新たな引き込み、または引き込み位置を変える必要がある場合は、各供給事業者と協議の上、受注者の負担で整備すること。また、土木整備に関する費用も受注者の負担とする。
- ⑭安全対策及び許可等の手続き等
 - ・本業務を遂行するにあたっては新型コロナウイルス感染症対策及び十分な安全対策を講じること。また不測の事態に備え、必要な保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えること。なお、本業務に必要な許可等の手続きは受注者が行うこと。
- ⑮その他必要な事項は契約書締結時に定める

(2) 検査・引渡し

①完成検査

- ・受注者は、業務が完成したとき（検査合格後）は、その旨を本市に通知しなければならない。
- ・本市の検査員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者立会いの上、設計業務において作成した設計図書に基づき、業務の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知する。この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、業務目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- ・検査又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

②引渡し

- ・業務目的物の所有権は、完成検査に合格した時をもって、本市に移転するものとし、移転と同時に本市に当該物件の引渡しがあったものとみなす。

- ・受注者は、完成検査に合格しないときは、直ちに補修して検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完成とみなして前項の規定を適用する。
- ・引渡しに際し、施設の管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。同説明内容については「維持メンテナンス計画書」として書面にわかりやすくまとめ、本市に提出すること。
- ・引渡し後、業務の施工に起因した不具合が生じた場合は、建物及び工作物について、1年(受注者の故意または重大な過失による場合、10年間)以内に、期日を定め補修工事をし、本市の検査を受けること。
- ・受注者は、完了日後14日までの期間の火災保険に加入し、保証書の写しを提出しなければならない。

(3) 損害賠償等

- ・受注者は、その責に帰すべき理由により使用物件及び施設・備品の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、受注者の負担により原状に回復した場合は、この限りではない。
- ・前号に定める場合のほか受注者は、募集要項に定める義務を履行しないため本事業に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこと。
- ・第三者に生じた事故が本市の責に帰さない事由による場合は、受注者がこれを補償すること。
- ・利用者とのトラブル等は迅速かつ誠実に対応することとし、必要に応じて、その内容を本市に報告すること。

6 成果品

(1) 着手時

- ・業務計画書
- ・業務工程表

(2) 企画・設計業務

- ・設計図（必要に応じ、構造計算書を含む）
- ・完成イメージパース
- ・積算書

(3) 製作・設置業務

- ・完成図
- ・整備中の記録写真及び完成写真

(4) その他

- ・打ち合わせ記録簿
- ・上記、成果品の電子データ

(5) その他、本市が必要とする成果品

7 成果品の利用及び著作権

- (1) 受注者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を、本市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権については、本市に対し行使しない。本市は、著作権法第20条（同一性保持権）の規定にかかわらず、本業務の遂行に必要な範囲において、目的物の改変を行うことができる。
- (3) 本業務の成果品に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受注者はその著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (4) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

8 その他

- (1) 第三者への委託
 - ・本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 個人情報の取扱い
 - ・本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として福井市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (3) 成果物に契約不適合がある場合の訂正
 - ・納品後に成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受注者は本市の指示により速やかに訂正しなければならない。
- (4) 関係法令の遵守
 - ・関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては、受注者の責任において適切に行うこと。
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については以下による。
 - ・暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ・上記により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により本市に報告すること。
 - ・暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- (6) 定めのない事項等
 - ・その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者が協議して決定するものとする。

9 担当部署（問い合わせ先）

福井市都市戦略部都市整備課

〒910-8511

福井市大手3丁目10番1号（福井市役所本館5階）

TEL：（0776）20-5454

FAX：（0776）20-5764

電子メール：tosiseibi@city.fukui.lg.jp